

台風 10 号災害に伴う制度融資に係る利子等の補給について

久慈市では、県の制度融資を受けた市内に事業所等を有する中小企業者等に対し、**利子補給、信用保証料補給の支援を行います。**

利子補給等の対象となる災害関係の制度融資は、次の2つになります。

○岩手県中小企業災害復旧資金

◆融資の概要

- ・対象者・・・事務所又は事業所が被災した中小企業者で、市長が発行する被災証明書、または被災証明書の発行を受けた方
- ・融資限度額・・・1千万円以内
- ・融資期間・・・10年以内
- ・融資利率・・・1.7～1.9%
- ・担保・保証人等・・・原則不要

◆利子補給の概要

- ・利子補給対象融資額・・・1千万円以内
- ・利子補給額・・・全額を市が利子補給（事業者負担なし）
- ・利子補給期間・・・10年以内
- ・信用保証料・・・全額を岩手県が負担（事業者負担なし）

○岩手県中小企業経営安定資金[災害対策]

◆融資の概要

- ・対象者・・・災害の後、最近1ヶ月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間の売上高が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる方
- ・融資限度額・・・8千万円以内
- ・融資期間・・・15年以内
- ・融資利率・・・2.1～2.5%
- ・担保・保証人等・・・金融機関の所定の条件による

◆利子・信用保証料補給の概要

- ・利子・信用保証料補給の対象融資額・・・融資を受けた額と1千万円のいずれか低い額
- ・利子補給額・・・対象融資額について1%分を市が利子補給（事業者の負担は1.1～1.5%）
- ・利子補給期間・・・3年以内
- ・信用保証料補給額・・・対象融資額について全額を市が負担（事業者負担なし）

○申込・相談窓口

(株)岩手銀行久慈中央支店及び久慈支店、(株)東北銀行久慈支店、(株)北日本銀行久慈支店、(株)みちのく銀行久慈支店、盛岡信用金庫久慈支店の各融資相談窓口でご相談ください。

※岩手県の制度融資の詳細については、県のホームページをご覧ください。

岩手県制度融資のご案内 <http://www.pref.iwate.jp/sangyoushinkou/kinyuu/007979.html>

○お問い合わせ先

- ・利子補給制度、被災証明書の発行について

久慈市 産業経済部 商工振興課 TEL：0194-75-3891（直通）

- ・被災証明書の発行について

久慈市 総務部 税務課 TEL：0194-52-2114（直通）